

ご案内

第28回公民館まつり 説明会のお知らせ

企画から運営まで、公民館を利用する団体・サークルで実行委員会を結成し、手作りで進めます。

まつりへの参加を希望するサークル・団体は必ず1人以上の出席をお願いします。

今年度から、事前説明会の後、別日程の実行委員会で、参加団体の申し込み・委員の選出等を行うように変更しています。

直接会場へおいで下さい。日時 5月13日(火)午後6時30分から

会場 まちだ中央公民館7階ホール 町まちだ中央公民館 ☎728

地域の子ども会や学校のクラブ プログラムサービスとは、

この他、カリヨンホール・プログラムサービスともに、

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

町田市地域包括支援センター【家族介護者交流会】

地域包括支援センターは、地域の高齢者のための総合相談窓口として、市が委託設置している公共的機関です。

地域包括支援センターでは、地域住民への情報提供を主とし、定期的な家族介護者交流会を開いています。

日時や会場は変更になる場合があります。申し込み方法や費用・内容の詳細を含めて、事前に各地域包括支援センターまで直接お問い合わせ下さい。

町地域包括推進センター ☎710・2404、町田市高齢者福祉課 ☎724・2146

Table with 3 columns: 担当支援センター, 日時, 会場. Lists various support centers and their meeting schedules.

ひなた村

利用者抽選会

【カリヨンホール・11月分】

5月4日(祝)午前9時までに使用料金をおつりのないようお持ちになり、ひなた村へおいで下さい。

なお、土・日曜日、祝日では、3日の午前と夜間、22日・23日の全日、24日・30日の夜間のご利用が可能です。

また、平日は、毎週月曜日の午前と水曜日の午後は利用できません。

そのほかの平日についてはお問い合わせ下さい。

同ホールでは金銭を徴収しての催しはできません。

【プログラムサービス(子ども会等活動支援事業)・7月分】

この他、カリヨンホール・プログラムサービスともに、

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

ス会等の活動を、プログラム作りから当日の指導までお手伝いする事業で、青少年団体の活動を支援することを目的としています。

5月4日(祝)午前10時までにひなた村へおいで下さい。

なお、土・日曜日、祝日では、6日のみのご利用となります。

7月21日以降は、夏期プログラムサービスとして別途募集します。

カリヨンホール・プログラムサービスともに、平日についてはご相談下さい。

ひなた村は、第1・第3火曜日、祝日の翌日がお休みです。

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

「町田市耐震改修促進計画」

定めました

「町田市耐震改修促進計画」

ご参加を

催し

玉川学園子どもクラブ

こころ児童館

「こころシアター」

直接会場へおいで下さい。16ミリフィルムによる大画面での上映会です。

対象 乳幼児から日時 4月28日(月)午後3時30分～4時

内容 「絶海の島々」... 遠くの島に住む暮らしの生き物を紹介します。

【子育て広場「おはなし、いっしょに」】

手遊び、手ぶくろ人形、パネルシアターなどで楽しむお話し会です。

対象 乳幼児とその保護者日時 4月30日(水)午前11時30分～正午

問同館 ☎710・1475

【茶摘みと製茶】

茶作り名人に茶摘みから製茶までを習い、おいしいお茶を飲みましょう。

対象 市内在住の方(小学生3年生以下は引率者の同伴が必要)

日時 5月10日(土)午前10時～午後3時(予備日11日)

雨天時は当日の午前7時30分に中止決定をします。会場 大地沢青少年センター

すべての人が安心して気持ちよく利用できるきれいな道路を目指しましょう

きれいな道路は市民の活動に支えられています

市では、誰もが安心して気持ちよく利用できる道路環境づくりを進めています。

取り組みは、多くの市民の活動に支えられています。

【アダプト・ア・ロード事業】

アダプト・ア・ロード事業は市が所有する道路用地や道路施設を市に代わって市民団体の皆さんに管理していただく制度です。

2005年度に制度が発足して現在までに18団体が市と管理協定を締結し、多くの方のボランティア活動で支えられています。

管理活動は地域や団体により様々で、市民団体の皆さんは、道路清掃や道路用地を利用している花壇作りなどの活動を通じて、地域に潤いある環境を作り出しています。

【違反広告物除却員制度】

街路樹や電柱に掲出された違反広告物は環境を悪化させるだけでなく、時には交通の支障にもなりかねません。

違反広告物除却員制度はこれらの違反広告物を市民ボランティアの皆さんに除却していただく制度です。

現在208人の方が違反広告物除却員として登録し、市長からの委嘱を受けて活動しています。

制度が発足してから、市内の違反広告物数は大幅に減少し、大きな成果が上がっています。

市ではこれからも多くの市民ボランティアの皆さんと共に道路環境の改善に向けて活動してまいります。

これらの活動にご興味をお持ちの方は道路管理課(☎724・1151)までお問い合わせ下さい。

道路を正しく使いましょう 毎年市民からの通報や道路パトロールで見られる道路上の問題がある場所のうち20%が、ガードレールなどの当て逃げ、不法投棄、生垣のせり出しといった一部の人の違法行為やマナー違反によるものです。

私たちが快適で安全に通行するために、一人ひとりが気をつけ、ルールを守ることが必要です。

交通事故でガードレールなどを破損したときは、事故を起こした人の責任で復旧していただくことになります。

申請 申し込み 4月21日午前9時から電話で同センター(☎782・3800)へ。

費用 大人500円、子ども(高校生まで)300円

JR横浜線相原駅西口と大地沢発午後3時10分です。



きれいな桜並木は、地域の人の手で守られています(写真提供:つくし野桜守りの会)